

■ 伊奈町中小企業資金融資制度について

この制度は、町内において事業を営む中小企業者等の経営の安定と振興を図るために、その事業に必要な資金について、町が指定金融機関に融資依頼をするものです。

平成 31 年 4 月 1 日現在

伊奈町中小企業資金融資制度概要			
融資の種類	特別小口資金		中小企業振興資金
融資対象	① 町内に事業所を有し 1 年以上継続して同一事業を営んでいること		
	② 町税を完納していること		
融資対象	③ 保証協会の代位弁済を受けた者及びその連帯保証人あつては、その代位弁済による債務を完済していること		
	④ 常時使用する従業員が 20 人(商業、サービス業は 5 人)以下であること		
⑤ 町民税の所得割(法人は法人税割)が課税されていること			
資金使途	運転 設備		
融資限度	700 万円		1,000 万円
償還期間(据置)	運転 5 年以内(6 か月)	設備 7 年以内(6 か月)	10 年以内(6 か月)
貸付利率(注1)	1.0~1.2%(償還期間による)		1.1~1.3%(償還期間による)
保証人	不要		必要に応じて
保証料率	保証協会が定める額		
取扱金融機関	埼玉りそな銀行・武蔵野銀行・埼玉縣信用金庫の各伊奈支店		

貸付対象業種

中小企業信用保険法施行令第 1 条に定めた業種であること。

信用保証のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、信用保証協会が公的な保証人になり、資金繰りを円滑にすることを目的とする。その際、信用保証協会は、「保証料」を受領する。

注1:貸付利率は、金融情勢等により変更されることがあります。

注2:信用料は、借入金の返済を開始した日から 1 年間(償還期間が 1 年未満又は繰上償還によって 1 年に満たなくなった場合は、その期間)良好に返済した方に限り補助がございません。

貸付までのながれ

1. 受付(元気まちづくり課)
2. 調査(元気まちづくり課)→内容等を調査します(訪問調査を行う場合もあります。)
3. 金融機関審査→金融機関で審査が行われます。
4. 保証協会審査→保証協会で審査が行われます。
5. 貸付実行(金融機関)→適格の場合、貸付が実行されます。

申込み手続き

伊奈町中小企業資金融資申込書(第1号様式)に、つぎの書類を添えて提出してください。

1. 所得税(法人にあつては、法人税)に係る確定申告書の写し
2. 決算書
3. 貸借対照表及び損益計算書に係る試算表(決算後6月を経過した場合に限る。)
4. 印鑑登録証明書
5. 営業証明書(法人にあつては、登記事項証明書)
6. 営業許可証の写し(許認可等を必要とする業種を営む場合に限る。)
7. 見積書及び図面又はカタログ(設備資金を用途とする融資を受ける場合に限る。)
8. 町税納税証明書
9. 連帯保証人を要するにあつては、当該連帯保証人の印鑑登録証明書及び市町村税納税証明書
10. その他町長が必要と認める書類

※ 申込書を提出する前に、元気まちづくり課商工労政係にご相談ください。

※ 県の融資制度もございます。こちらは、商工会が窓口になります。